

### 失業認定における出頭の意義

- 雇用保険の保険事故である「失業」とは、単に、離職したという事実や状態ではなく、「離職後も労働の意思と能力を保持しているものの、職業に就くことができない状態」をいい、これを認定するためには、当該者が、真摯に求職活動を継続しており、いつでも職業紹介に応ずることができる状態であることが必要である。  
そういった考え方から、職業紹介を拒否した場合は、1か月の給付制限を課すこと等としている。
- こうした「失業」状態にあるかどうかを行政として公式に認定する行為が「失業認定」であるところ、対象者の主観を含む労働の意思・能力を直接に認知することは極めて困難であるため、「行政が指定する日時に、所定のハローワークに本人自らが出頭し、直近の求職活動の状況等を申告することができ、かつ、現に職業紹介に応じうる状況にある。」ことをもって、失業状態にあることを客観的かつ適切に認定しようとしているものである。
- このように「所定期日、場所に出頭、申告ができる」ということは、仮に在職中であれば、勤務すべき所定の日時に事業所に出勤して所定の業務に従事することができる可能性を客観的に示す事実であり、「労働の意思・能力」、さらには「いつでも職業紹介に応ずることができる」ことの証左となるものである。こうした労働の意思能力等の客観的証明手段たる出頭や申告を、物理的な出頭を伴わない電話連絡やオンラインでの面談、単なる書類の提出等で代替することは、極めて困難である。